

5 公園（県の設置する都市公園に限る。）に係る構造等基準

| 項 | 特定公園施設の種類 | 構造等基準 |
|---|-----------|--|
| 1 | 園路及び広場 | <p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は次に定める構造であること。</p> <p>(1) 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>ロ 通路は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百八十センチメートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>(4) 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>ハ 階段は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 両側に手すりが設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。</p> <p>(3) 回り段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。</p> <p>(5) 両側に立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p> <p>ニ 階段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合には、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>ホ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、八パーセント以下であること。</p> <p>(3) 横断勾配が設けられていないこと。</p> <p>(4) 表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>(5) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> |

| 項 | 特定公園施設の種類 | 構造等基準 |
|---|-------------|--|
| 1 | 園路及び広場 | <p>(6) 両側に手すりが設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者が転落するおそれのある場所には、柵、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ト 二の項から七の項までに規定する特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p> |
| 2 | 屋根付広場 | <p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> |
| 3 | 休憩所及び管理事務所 | <p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所及び管理事務所を設ける場合には、当該休憩所のうち一以上及び当該管理事務所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合には、当該戸の幅は八十センチメートル以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ロ カウンターを設ける場合には、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造であること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合には、この限りでない。</p> <p>ハ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>ニ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、6の項第2号から第6号までに定める構造であること。</p> |
| 4 | 野外劇場及び野外音楽堂 | <p>1 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> |

| 項 | 特定公園施設の種類 | 構造等基準 |
|---|-------------|---|
| 4 | 野外劇場及び野外音楽堂 | <p>イ 出入口は、2の項イに定める構造であること。</p> <p>ロ 出入口とハに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びホに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、四パーセント以下であり、三パーセント以上四パーセント以下の部分が三十メートル以上続く場合にあってはその途中に百五十センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。</p> <p>(5) 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ハ 収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合には当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）が設けられていること。</p> <p>ニ 車椅子使用者用観覧スペースは、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ホ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、6の項第2号から第6号までに定める構造であること。</p> |
| 5 | 駐車場 | <p>1 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合には当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、三百五十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近には、車椅子使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> |

| 項 | 特定公園施設の種類 | 構造等基準 |
|---|-----------|--|
| 6 | 便所 | <p>1 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>ロ 男子用小便器を設ける場合には、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ハ 小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>2 当該便所の一以上は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便房が設けられていること。</p> <p>ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>3 前号イの便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>(5) 戸を設ける場合には、当該戸の幅は八十センチメートル以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>4 第2号イの便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>ロ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>ホ 第3号イ(1)及び(5)並びに同号ロに定める構造であること。</p> <p>5 第2号ロの便所は、第3号イ(1)から(3)まで及び(5)並びに同号ロ並びに第4号ロからニまでに定める構造であること。</p> |
| 7 | 水飲場及び手洗い場 | <p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗い場を設ける場合には、それぞれ一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> |
| 8 | 掲示板及び標識 | <p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>ロ 表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> |
| <p>備考 この表の規定は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。</p> | | |